

鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が長期化する中、電気・ガス・油脂燃料（以下「電気・ガス等」という。）の価格高騰の影響を受けている鞍手町内の中小企業その他法人等（以下「中小法人等」という。）及びいわゆるフリーランス等を含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）に対し、事業継続を下支えするため、鞍手町補助金等交付規則（平成19年鞍手町規則第12号）に基づき、予算の範囲内において鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び小規模企業者をいう。
- （2） 町税等 鞍手町税条例（昭和30年鞍手町条例第7号）第3条第1項各号に規定する町民税、固定資産税、軽自動車税及び町たばこ税、鞍手町国民健康保険税条例（昭和30年鞍手町条例第4号）第2条に規定する課税額、福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年福岡県後期高齢者医療広域連合条例第26号）第5条及び鞍手町後期高齢者医療に関する条例（平成20年鞍手町条例第4号）第3条に規定する保険料、鞍手町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年鞍手町条例第3号）第2条に規定する利用者負担額、鞍手町営住宅管理条例（平成9年鞍手町条例第31号）第14条に規定する家賃、鞍手町改良住宅設置及び管理条例（昭和50年鞍手町条例第31号）第10条に規定する家賃、筑豊広域都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成14年鞍手町条例第28号）第4条に規定する負担金、鞍手町下水道条例（平成14年鞍手町条例第27号）第15条に規定する使用料、鞍手町水道事業給水条例（平成10年鞍手町条例第5号）第23条に規定する水道料金並びに本町の各種使用料等の一切のものをいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、町内に本社若しくは本店又は主たる事業所の所在地を有し、令和4年9月以前から事業による収入を得ており、今後も当該事業を継続する意思がある者をいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としなないものとする。
 - （1） 前条第2号に規定する町税等を滞納している者
 - （2） 支援金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）が、国又は県による他の支援金等の対象となる者
 - （3） 鞍手町施設園芸燃油価格高騰対策補助金（令和4年鞍手町告示第56号）の交付をすでに受けている者

- (4) 個人事業者等において、直近の確定申告の総収入額から総合譲渡及び一時収入の額を除いた収入合計のうち、事業収入の占める割合が6割未満となる者
- (5) 主たる収入が不動産によるものである個人事業者等で、土地又は建物（以下「土地等」という。）を相続、寄付、贈与等で取得し、不動産業を目的とした投資を行わず土地等の貸付収入を得ている者
- (6) 主たる収入が不動産によるものである個人事業者等で、不動産業以外の目的で所有する土地等を第三者が行う事業のために賃貸し、貸付収入を得ている者
- (7) 鞍手町から事業活動に対する補助を受けている者
- (8) 公共・公益活動を目的とし、収益事業を営んでいない者
- (9) 前項の規定に該当する者らで構成された組合若しくは組織又は団体
- (10) 創業した者で、事業収入がない又は極端に少ない場合で、今後も業況の改善が見込まれず、その他収入により生計を維持していると判断される者
- (11) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (13) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- (14) 鞍手町暴力団等追放推進条例（平成21年鞍手町条例第15号）第2条第1項第3号、第4号及び第5号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者である者。ただし、暴力団員であった者で暴力団員でなくなった日から5年を経過した者については、この限りでない。
- (15) その他町長が支援金を交付することが適切でない判断する者
（対象経費）

第4条 対象経費の額は、交付対象者が令和3年4月から令和4年9月までに事業のために購入した電気・ガス等のうち、連続する任意の6か月間に要した費用の合計額とする。ただし、当該合計額が180,000円に満たないときは、支援金の交付対象とならないものとする。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、対象経費に10分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、支援金の額は、法人にあっては500,000円、個人にあっては150,000円を上限額とする。

（支援金の交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「交付申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、鞍手町中小企業環境改善支援金給付要綱（令和2年鞍手町告示第104号）による支援金の交付を受け、継続して事業を営んでいる者については、記載内容に変更のない書類を省略することができる。

- (1) 直近の確定申告書の写し
 - (2) 履歴事項全部証明書（中小法人等に限る）
 - (3) 身分証明書の写し（個人事業者等に限る）
 - (4) 預貯金通帳の写し（口座名義人、口座種別、口座番号、金融機関名、支店名等が分かるもの）
 - (5) 誓約書（様式第2号）
 - (6) 交付申請書兼請求書に記載のある電気・ガス等の経費が確認できる書類（領収書、レシート又は支払が確認できる書類の写し）
 - (7) 鞍手町内で現に営業を行っていることが分かる書面等の写し（確定申告の納税地が町外である者に限る）
 - (8) その他、町長が必要と認める書類
- 2 交付申請期間は、令和4年12月1日から令和5年2月28日までとする。
（支援金の交付決定等）
- 第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否及び額の確定を併せて行い、鞍手町中小企業電気・ガス等価格高騰対策支援金交付・不交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。
（支援金の請求）
- 第8条 前条の規定による通知を受けた者は、町長に対し支援金の交付を請求することができる。この場合において、第6条に規定する交付申請書兼請求書による請求は、交付決定及び額の確定日をもって請求日とみなすものとする。
（交付の取消し等）
- 第9条 町長は、支援金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定及び額の確定又は交付を受けたものと認めるときは、支援金の交付決定及び額の確定を取り消し、又は既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
（関係書類の保存）
- 第10条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付を受けた日の属する会計年度終了後5年を経過するまでの間、関係書類を保存しなければならない。
（その他）
- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第7条の規定による支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者における第9条の規定の適用については、同日以後においても、なおその効力を有する。